

長野県青木村と東京農業大学との包括連携協定書

長野県青木村（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域の産業、環境保全並びに人材の育成のため、産業振興、地域づくり等の分野において相互に協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 地域産業資源を利活用した6次産業化と人材育成に関する事項
- (2) 環境保全・地域づくりに関する事項
- (3) 教育・研究・文化振興に関する事項
- (4) 就職支援に関する事項
- (5) 農林業振興に関する事項
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項

（有効期限）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期限満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

以上、この協定締結を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成28年7月19日

甲 長野県小県郡青木村田沢111番地

乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番地1号

青木村長

丸村政夫



東京農業大学 学長

高野克己

